

高知大学希望創発センター「明日の社会の希望をになう人財プログラム」
実施要領(ホームページ申し込み用)

1 主催

高知大学希望創発センター

2 共催

大豊町

3 対象

成人。企業に勤めるかたを含め、社会に暮らし、考える方々

4 定員

6名

先着順で6名までとし、最小実施人数は3名とする。

5 期間

ホームページに掲載された期間

6 開催方法

オンラインでの事前研修を第1部、2泊3日の合宿を第2部、オンラインでの事後学習を第3部とする。オンライン実施の際はそれぞれの職場・自宅等から接続する。

7 会場および会議システム

第1部：遠隔会議システム Zoom

第2部：高知県大豊町東豊永地区ほか

第3部：遠隔会議システム Zoom

8 日程および内容

ホームページに掲載された日程と内容

9 参加料

- (1) 社員をプログラムに派遣する企業等（以下「企業等」という。）あるいは個人は、参加料を納入するものとする。
- (2) 企業等あるいは個人が支払う参加料の額は、1人・回あたり125,000円とし、国立大学法人高知大学の発する請求書により、プログラム開始前に納入しなければならない。
- (3) 既納の参加料は、原則として返還しない。ただし、特にセンター長が返還することが適当であると認めたときは、センター企画運営室会議の議を経て参加料の一部又は全額を返還できることとする。

10 費用負担の区分

プログラムに関する研修費(講師謝金・第2部宿泊費・交通費および施設見学料金等)

は参加料からセンターが負担し、会場（大学指定の集合・解散場所）までの往復交通費および第2部の飲食費は自己負担とする。

また、第2部で必要な飲食費については、開始時に参加者から徴収する。

1.1 損害賠償等

参加者は、その責めに帰すべき事由により建物又は設備若しくは備品を滅失し、又は棄損したときは、当該損害の賠償の責を負うものとする。また、参加者が、参加期間中に自己の責任により負傷等を被った場合、高知大学は賠償の責任を負わないものとする。

1.2 諸規則の遵守義務

参加者は、プログラムの受講中、センターの指示や高知大学の規則、その他の定めに従わなければならない。

1.3 参加者受入れの取消

センター長は、参加者が諸規則の遵守義務の規定に違反したとき、又はプログラムの受講時にふさわしくない行為を行ったときは、参加者の受入れを取り消すことができる。

1.4 申込方法

ホームページ上のプログラム参加申し込みフォームより申し込む。

1.5 お問い合わせ先(ホームページ上の問い合わせフォームからも可)

高知大学希望創発センター（担当：福井）

〒780-8520 高知県高知市曙町二丁目5番1号 TEL 088-844-8440

e-mail : gm26@kochi-u.ac.jp